

## 農林業の営業損害に対する被害の実態に見合った賠償を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年9か月が経過し、被災地域においては避難指示解除等の見通しが示され、帰還に向けての動きが活発化している。しかしながら、避難指示区域内は、依然として農地に除去土壌等が山積みにされており、さらには、除染作業の遅延や長期間の不耕作による農地の荒廃など、當農再開に向けた環境が十分に整っておらず、本県農業の復興のためには相当な期間を要することが指摘されている。

また、避難指示区域外の地域においても、依然として出荷制限が解除されない農産物があるほか、風評被害が一向に改善されていないため、当県産という事実だけで全国的な市場価格との差が大きく、安値で取引されているのが現状である。

よって、国においては、東京電力ホールディングス（株）に対して、農林業の風評被害が当面は継続することを認識させ、損害がある限り賠償するという方針を明確に打ち出すとともに、当県の農林業被害の実情や農林業者及び関係団体等の意向を十分踏まえ、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うよう指導・監視を強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一